

花火大会を計画される方へ

花火の打揚げ量により、火薬取締法に基づく許可申請が必要になる場合があります。開催まで余裕をもって、お近くの消防本部へ必ず御相談ください。



埼玉県マスコット「コバトン」

許可が不要な量（例）

同一の消費地において1日につき、

- ・直径 6cm以下の花火 50個以下
- ・直径 6cm超10cm以下 15個以下
- ・直径 10cm超14cm以下 10個以下

※許可が必要な量を超えた花火の打揚げを許可を受けずに行くと、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、又はその併科）が適用される場合があります。

問合せ先

埼玉県央広域消防本部 予防課

所在地：鴻巣市箕田1638-1

電話：048-597-2004

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

電話：048-830-8435